

船舶事故調査報告書

令和2年10月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和元年9月8日 16時40分ごろ
発生場所	香川県坂出市櫃石島西方沖 櫃石港4号防波堤灯台から真方位291°800m付近 （概位 北緯34°25.2′ 東経133°48.0′）
事故の概要	水上オートバイSTSは、浮体をえい航して遊走中、浮体が係留中の水上オートバイに接触し、浮体の搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和元年9月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ STS、0.1トン 271-38202香川、個人所有 2.85m(Lr)×1.06m×0.43m、FRP ガソリン機関、213kW、平成25年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 35歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年9月14日 免許証交付日 平成27年10月7日 （令和2年11月17日まで有効） 搭乗者A 男性 21歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、3人乗りの浮体（以下「本件浮体」という。）の左側の座席に搭乗者Aを、右側の座席に搭乗者Bをそれぞれ乗せて、長さ約20mのロープでえい航し、令和元年9月8日16時38分ごろ櫃石島西岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発した。（図1、写真1、写真2参照）



図1 本件浮体えい航状況図（イメージ）



写真1 本船



写真2 本件浮体

本船は、船長が、徐々に速力を上げて約30km/hの対水速力で本件砂浜沖を遊走中、本件砂浜に並んで係留されていた水上オートバイ（以下「係留船」という。）とその西方沖に錨泊していた小型船1隻の間約30～40mの中央付近を目指して南進して通過したところ、16時40分ごろ本件浮体が進行方向に向かって左方に振れて係留船と接触し、搭乗者2人が落水した。

船長は、えい航の負荷が軽くなったので、後方を振り向いたところ、本件浮体から搭乗者2人が本件砂浜沖で落水したことに気付いて同浜に向かい、搭乗者Aが負傷したことを知った。

搭乗者Aは、係留船との接触の衝撃で意識を失ったが、知人により砂浜に引き揚げられた後、下半身の痛みで意識が戻り、知人が16時42分ごろ救急車を要請し、坂出市内の病院に搬送され、左大腿骨転子部骨折、左仙骨骨折、左臼蓋前壁骨折、左耳介裂創と診断された。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

その他の事項

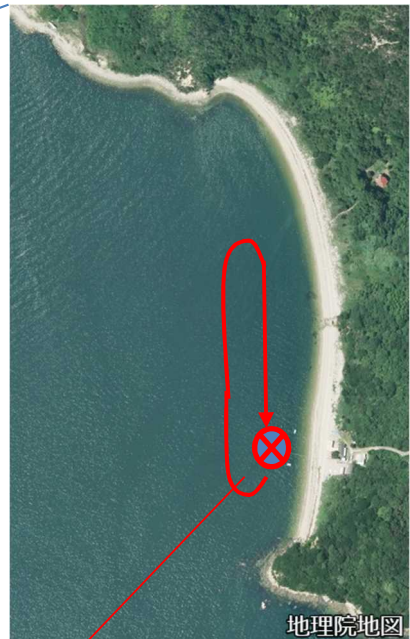
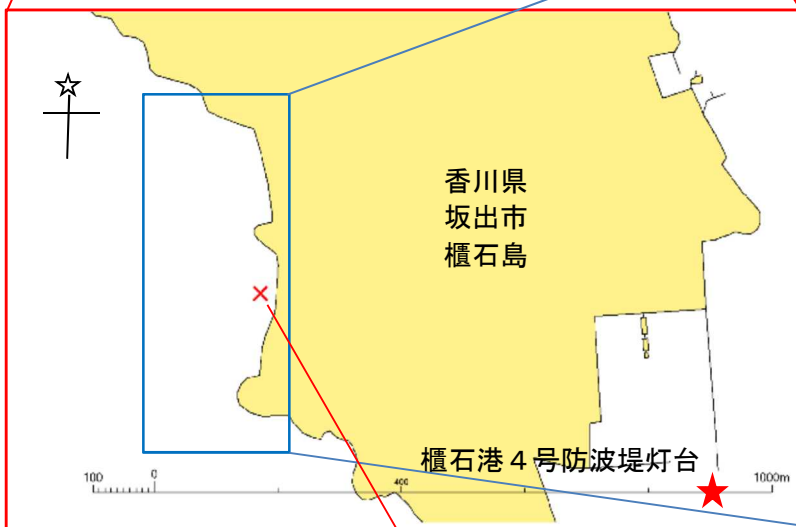
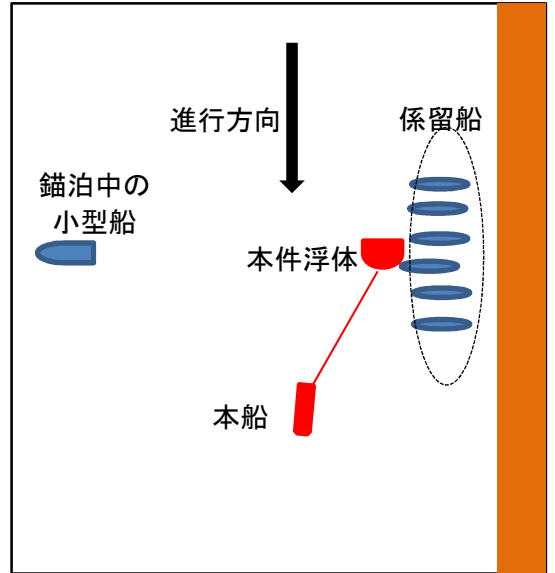
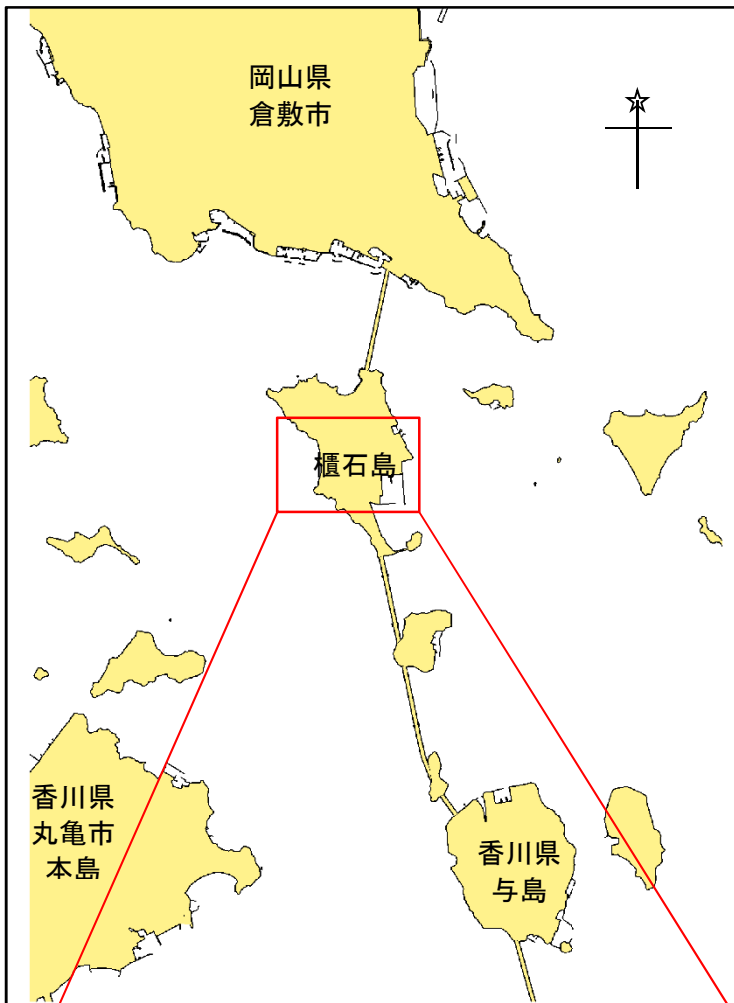
船長及び搭乗者Aは、知人40～50人と共にレクリエーションの目的で、本件砂浜に集まり、バーベキュー等を楽しむ間に、本船で遊走するなどしていた。

船長、搭乗者A及び搭乗者Bは、ラッシュガード*1、膝までの遊泳

*1ラッシュガード：日焼けや皮膚の損傷を防ぐために、主に屋外の水場で用いられる衣料

	<p>用水着及び固型式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、水上オートバイの操縦や浮体のえい航、搭乗の経験が何度もあり、本件砂浜付近を航行したことも何度もあった。また、本事故時も錨泊中の小型船と係留船との間を1回目は無難に航行できたので、2回目も無難に航行できるものと思っていた。</p> <p>船長は、本船が左方の係留船に近づいて航行する状況となっていたので、無意識のうちにハンドルを右方に操作し、本件浮体が進行方向に向かって左方に振れたかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長は、錨泊中の小型船と係留船との間の狭い場所を通らず、沖合で遊走すればよかったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、櫃石島西方沖において、搭乗者2人が搭乗した本件浮体をえい航して遊走中、本船が左方の係留船に近づいて航行する状況となったので、船長が無意識のうちにハンドルを右方に操作したことから、本件浮体が左方に振れて係留船に本件浮体と搭乗者Aが接触して、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、櫃石島西方沖において、本船が、搭乗者2人が搭乗した本件浮体をえい航して遊走中、本船が左方の係留船に近づいて航行する状況となったので、船長が無意識のうちにハンドルを右方に操作したため、本件浮体が左方に振れて係留船に本件浮体と搭乗者Aが接触して、搭乗者Aが負傷したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイで浮体をえい航するときは、ハンドル操作を行うことによって発生する浮体の振れを考慮し、周囲の障害物等から十分に余裕のある距離を確保して遊走すること。

付図1 事故発生経過概略図



事故発生場所
(令和元年9月8日 16時40分ごろ発生)

※国土地理院Web
サイト地図使用